

犯罪社会学会企画セッション

「児童虐待に関する研究と予防政策の現代的問題」

パネルセッション「児童虐待に関する研究と予防政策の現代的問題」では、日本における児童虐待研究と予防政策の現在の問題点が、法律学と社会学の観点から議論された。

本セッションは、児童虐待の予防に関連する研究や言説がどのように展開してきたか、児童虐待に関する研究・政策が児童虐待の予防戦略、法律、児童虐待事件の刑事訴追にどのような影響を与えてきたかを探り、科学的で効果的な児童虐待予防や政策のあり方について参加者と議論することを目的として企画された。

2018年以降、東京、大阪、岐阜など日本の各地において、いわゆる「揺さぶられっ子症候群（SBS）」あるいは「虐待による頭部外傷（AHT）」に関わる刑事裁判で相次いで無罪判決が言い渡されている。SBSとAHTは、1970年代に米国と英国で形成された仮説にもとづいて診断されている症候群である。乳幼児の脳内に3つの症状（「三徴候」）があれば、養育者等から激しく揺さぶられたことを示すというものである。この仮説は、日本を含む多くの国で、児童虐待判断の基準となってきたが、近年、国内外で誤判・冤罪の原因になってきたことが指摘されている。

本セッションでは4人が報告を行い、宮澤節生教授に指定討論をお願いした。

冒頭に、笹倉香奈（甲南大学）より本セッションの目的と児童虐待問題・SBS/AHT問題の現状と課題が明らかにされた。つづく上野加代子（東京女子大学）報告は、近代日本の児童虐待問題を3つの時代に分類して分析した。最近では児童虐待の原因を個人に帰して「リスク」が高いと評価される家庭を地域社会から疎外し、特に母親に育児の責任を追わせるという日本のシステムの問題点について、社会学の観点から分析された。古川原明子（龍谷大学）報告は、2009年の臓器移植法の改正で15歳未満の脳死者が臓器を提供することが可能になったにもかかわらず、児童虐待の被害者と判断される子どもについては臓器提供者になることを禁止した同法附則5条の制定過程や、その背景にある事情を追うものであった。このような規定は、世界的に見ても例がない特殊なものである。古川原報告の見方によれば、被虐待児除外の規定もSBS/AHT理論という特異な医学的概念に影響されたものであるという。最後に、秋田真志（大阪弁護士会）報告は、自身のSBS/AHTの冤罪事件の弁護経験を通じて見えてきた、日本の刑事司法システムへの問題提起が、刑事弁護実務の観点から行われた。宮澤節生コメントは全体の議論を俯瞰したうえで、児童虐待あるいはSBS/AHTをめぐる議論が、科学と法との関係性を再検討する契機を与えるものであると評価した。

質疑では、SBS/AHT事件の今後や、なぜSBS/AHT理論の問題点が克服されないかなどについて活発な議論が行われた。